

核兵器のない世界を
 担当 広聴人権課
 ☎046(252)8087
 FAX046(252)0220

市原水爆禁止協議会では、核廃絶を目的として、思想・信条・政治的立場などを超越した原水爆禁止運動を行っています。

原水爆禁止募金

8月を市原水爆禁止募金運動月間と定め募金活動を行います。いただいた浄財は、核保有国への「核兵器を廃絶し平和を求め」る声明文の送付、原爆写真パネル展、被爆の後遺症に苦しむ方への見舞金、広島・長崎市の原爆病院への援助金などに使用します。

原爆写真パネル展

核兵器の脅威を知るための展示を行います。

○とき 8月4日(木)

相模川クリーンキャンペーン
 担当 クリーンセンター

☎046(252)8724
 FAX046(252)7641

ふるさとの川「相模川」を将来に残すための清掃活動「相模川クリーンキャンペーン」を開催します。多くの方の参加をお待ちしています。

○とき 9月4日(日) 午前9時～(雨天時は11日(日)に延期)

○ところ 相模川グラウンド
 ○持ち物 飲み物(軍手、ごみ袋不要)
 ○申込方法 8月19日(金)までに電話またはファクスで担当へ(当日参加可)

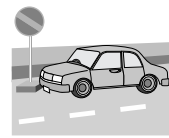


8月10日は「道の日」
 担当 道路課
 ☎046(252)8564
 FAX046(252)3550

道路は生活に欠かすことのできない公共施設です。「道の日」に合わせて、安全で快適な空間として使えるよう考えましょう。

違法駐車・駐輪をしない

違法駐車・駐輪は交通渋滞・事故の原因になるだけでなく、緊急車両の通行を妨げ、救命救急の支障になります。



生け垣や植木が道路に張り出すと、歩行者や車などの支障になります。手入れや管理をしましょう。

道路に物を置かない

道路に商品を陳列したり物を置いたりすると歩行者の転倒やけがの原因になります。道路の占用には道路管理者の許可が必要です。

生け垣などの手入れ

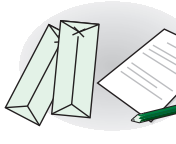
障害者雇用報奨金の申請
 担当 商工観光課

☎046(252)7604
 FAX046(252)3550

○対象 次の全てに該当する市内の中小企業(基準日は毎年8月1日)
 ・市内で1年以上継続して事業を営んでいる
 ・市内の事業所に勤務する障がい者を1年以上継続して雇用している
 ・従業員50人以上の事業所の場合、障がい者雇用率が2パーセント以上である

万円、市外在住の障がい者一人につき年額3万円(過去に交付対象となつた方は対象外)
 ○提出書類 8月31日(水)までに障害者雇用報奨金交付申請書、報奨金交付対象者名簿、障がい者であることが確認できるもの(身体障害者手帳など)の写し、雇用保険被保険者証の写し、障害者雇用状況報告書(該当事業所のみ)を〒252-1856座間市役所商工観光課宛てに郵送または直接担当へ

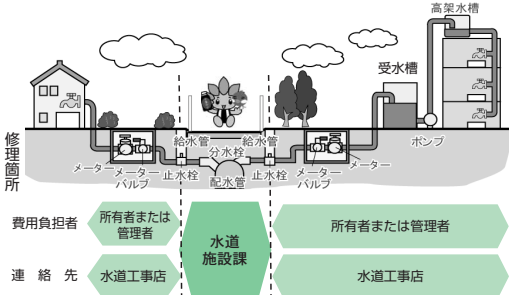
○交付期間 障がい者一人につき5年間
 ○報奨金額 市内在住の障がい者一人につき年額4



漏水調査にご協力を

水道の配水管と給水管からの漏水調査を次の通り実施します。この調査では、市委託の調査員が音聴棒などを使い地表面に現れない漏水箇所を調べます。所有者または管理者の修理箇所となる水漏れを発見した場合にはお知らせしますので、市指定工事業者へ修理を依頼してください(費用は自己負担)。

漏水修繕費用負担区分図



※市指定工事店は、市ホームページをご覧ください。市管工事業協同組合 ☎046(251)5179へお問い合わせください。

○調査期間 8月上旬～11月中旬
 ○調査場所 配水管=市内全域 給水管=座間1・2丁目、新田宿、四ツ谷、入谷1～5丁目、立野台1～3丁目、西栗原1・2丁目、南栗原1～6丁目、さがみ野1～3丁目

○内容 昼間=個人敷地内の給水管漏水調査 夜間=道路上の配水管漏水調査

◆調査業者を騙った請求にご注意を
 市委託の調査会社は「株式会社 日本レップス」です。調査業者が漏水調査の費用を請求することはありません。なお、調査員には、身分証明書と調査腕章の携帯を義務付けています。
 担当 水道施設課 ☎046(252)7519 FAX046(257)4155

8月に納めていただくのは

▽市・県民税(2期)▽国民健康保険税(3期)▽介護保険料(3期)▽後期高齢者医療保険料(2期)
 ※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストアで納めてください。使用料などもお忘れなく。
 ※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
 ※納期限を過ぎると、督促状が発送されます。また、延滞金を納めていただく場合があります。
 ※毎月第2・第4土曜日午前8時30分から正午まで、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しい内容は、収納課 ☎046(252)8021へ(国民健康保険税については、国保年課 ☎046(252)7003へ)。

8月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区分	とき	ところ
消費生活(訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午と午後1時～3時30分(第2水曜日(10日)は午後のみ)	☎046(252)8490(電話相談可)
弁護士(面談のみ)	9日夜 10日 16日夜 17日 23日夜 24日 毎月第2・第3・第4火曜日 午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日 午後1時30分～4時30分	予約制(電話可) 受付 ☎046(252)8218 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は年間一人につき1回(25分以内)、その他の相談は一人30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行政書士(遺言書等作成)	12日 18日 毎月第2・第3木曜日午後1時30分～4時30分	
交通事故(取引・契約)	16日 26日 毎月第3火曜日午後1時30分～4時30分 毎月第4金曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション(近隣・管理組合)	25日 毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
市民一般	12日 毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分(10日まで受け付け)	
人権擁護委員(近隣問題など)	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～5時15分	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218
ドメスティックバイオレンス	9日 毎月第2火曜日午前9時～11時30分	☎046(252)8087
住まい探し(高齢者)	毎週月曜・火曜・水曜・金曜日午前9時～正午と午後1時～5時15分	市役所1階 広聴人権課 担当 広聴人権課 ☎046(252)8483
障がい者就業支援	16日 偶数月第3火曜日午後1時30分～4時(電話予約制。15日までに(公社)かながわ住まいまちづくり協会 ☎045(664)6896へ)	市役所5階 5-3会議室 担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127
手話通訳設置	毎週月曜～金曜日午前9時～正午	市役所1階障がい福祉課 担当 障がい福祉課 ☎046(252)7978 FAX046(252)7043
自立サポート相談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	市役所1階生活支援課 担当 生活支援課 ☎046(252)8566
駐留軍離職者	18日 毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室 担当 商工観光課 ☎046(252)7604
児童	毎週月曜～金曜日午前9時～11時30分と午後1時～4時30分(電話可)	市役所2階子ども政策課 担当 子ども政策課 ☎046(252)8026
母子・父子家庭	毎週月曜～金曜日午前9時30分～11時30分と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所2階子ども育成課 担当 子ども育成課 ☎046(252)7201
青少年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時	青少年センター1階 青少年相談室 担当 青少年相談室 ☎046(256)0907
教育子どもいじめホットライン	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時 毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)	市役所5階教育研究所 ☎046(259)2164 担当 教育研究所 ☎046(259)2164
就学(障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午と午後1時～4時(予約制(電話可))	市役所5階教育指導課 担当 教育指導課 ☎046(252)8732